

---

## 1. 化学物質等及び会社情報

---

製品名: コスモファイン マイルドループS 主剤

会社名: 株式会社グローケミカル

福井県鯖江市下野田町28-4

電話番号: 0778-62-3158 FAX 番号: 0778-62-3160

---

## 2. 危険有害性の要約

---

GHS分類 :

引火性液体 :	区分3
急性毒性	
経口 :	区分に該当しない
経皮 :	区分に該当しない
吸入(気体) :	区分に該当しない
吸入(蒸気) :	区分に該当しない
吸入(粉じん、ミスト) :	区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性 :	区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 :	区分2
感作性	
呼吸器 :	区分に該当しない
皮膚 :	区分1
生殖細胞変異原性 :	区分に該当しない
発がん性 :	区分1
生殖毒性 :	区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) :	区分1(呼吸器) 区分2(腎臓、中枢神経系、肝臓) 区分3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) :	区分1(呼吸器、中枢神経系) 区分2(神経系、聴覚器)
誤えん有害性:	区分に該当しない
水生環境有害性	
短期(急性):	区分2
長期(慢性):	区分2
オゾン層への有害性:	分類できない

GHSラベル要素:

絵表示:

**注意喚起語:**

危険

**危険有害性情報:**

H226 引火性の液体および蒸気

H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H319 強い眼刺激

H350 発がんのおそれ

H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

H401 水生生物に毒性

H411 長期的影響により水生生物に毒性

臓器(呼吸器)の障害のおそれ

臓器(腎臓、中枢神経系、肝臓)の障害のおそれ

(麻酔作用)眠気またはめまいのおそれ

長期または反復ばく露による臓器(呼吸器、中枢神経系)の障害

長期または反復ばく露による臓器(神経系、聴覚器)の障害のおそれ

**安全対策:**

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

P210 热/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。

P233 容器を密閉しておくこと。

P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用すること。

P242 火花を発生させない工具を使用すること。

P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

P264 取扱後はよく手を洗うこと。

P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

P273 環境への放出を避けること。

P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

**応急措置:**

P302+P352 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹼で洗うこと。

P303+P361+P353 皮膚(または髪)に付着した場合:汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

P304+P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタク

トレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+P311 暴露または暴露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

P314 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

P333+P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断/手当を受けること。

P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当を受けること。

P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P391 漏出物を回収すること。

P264 取扱後は、手をよく洗うこと。

**保管:** P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。  
P405 施錠して保管すること。

**廃棄:** P501 内容物/容器を、国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

#### GHS分類に該当しない他の危険有害性

**有害性:**

知見なし

**環境影響:**

知見なし

**物理的及び科学的危険性:**

可燃性がある。

熱、火花及び火炎で着火することがある。

**重要な徵候:**

特になし

**想定される非常事態の概要:**

特になし

**国/地域情報:**

引火性液体

### 3. 組成及び成分情報

**化学物質・混合物の区分:** 混合物

**化学名又は一般名:** アクリルポリオール樹脂塗料

**化学式:** 酸化チタン(IV) (TiO<sub>2</sub>)

水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄) (FeOOHFe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>H<sub>2</sub>O)

酸化鉄 (Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)

1, 2, 4-トリメチルベンゼン (C<sub>9</sub>H<sub>12</sub>)

フタロシアニンブルー (C<sub>32</sub>H<sub>16</sub>CuN<sub>8</sub>)

カーボンブラック (C)

1, 3, 5-トリメチルベンゼン (C<sub>9</sub>H<sub>12</sub>)

n-ノナン (C<sub>9</sub>H<sub>20</sub>)

1, 2, 3-トリメチルベンゼン (C<sub>9</sub>H<sub>12</sub>)

キシレン (C<sub>8</sub>H<sub>10</sub>)

アモルファスシリカ (SiO<sub>2</sub>)

エチルベンゼン (C8H10)  
 クメン (C9H12)  
 エタノール (C2H5OH)  
 臭素化フタロシアニングリーン (C32Br6Cl10CuN8)  
 アクリル酸エチル (C5H8O2)  
 メタクリル酸メチル (C5H8O2)  
 スチレン (C8H8)  
 ナフタレン (C10H8)  
 メタノール (CH3OH)  
 n-ヘキサン (C6H14)

## 濃度又は濃度範囲:

化学名又は 一般名	略号	濃度又は 濃度範囲	官報公示整理番号		CAS RN(R)
			化審法	安衛法	
石油ナフサ	—	20 - 30%	9-1702	9-1702	64742-81-0
酸化チタン(IV)	—	20 - 30%	1-558	1-558	13463-67-7
水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄)	—	10 - 20%	1-1073	1-1073	51274-00-1
酸化鉄	—	10 - 20%	1-357	1-357	1309-37-1
低沸点芳香族ナフサ	—	5 - 15%	9-1702	9-1702	64742-95-6
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	—	11.7%	3-7	3-7	95-63-6
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	—	5 - 15%	9-1702	9-1702	8052-41-3
塩素化フタロシアニングリーン	—	1 - 10%	5-3315	5-3315	1328-53-6
フタロシアニンブルー	—	1 - 10%	5-3299	5-3299	147-14-8
カーボンブラック	—	1 - 10%	5-5222	5-5222	1333-86-4
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	—	2.8%	3-7	3-7	108-67-8
n-ノナン	—	1 - 5%	2-9	2-9	111-84-2
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	—	1 - 5%	3-7	3-7	526-73-8
キシレン	—	1.5%	3-3	3-3	1330-20-7
アモルファスシリカ	—	0.1 - 3%	1-548	1-548	60676-86-0
エチルベンゼン	—	1.2%	3-28	3-28	100-41-4
クメン	—	1%未満	3-22	3-22	98-82-8
エタノール	—	0.1 - 3%	2-202	2-202	64-17-5
臭素化フタロシアニングリーン	—	1%未満	5-3318	5-3318	14302-13-7
アクリル酸エチル	—	1%未満	2-988	2-988	140-88-5
メタクリル酸メチル	—	1%未満	2-1036	2-1036	80-62-6

スチレン	—	0.3%未満	3-4	3-4	100-42-5
ナフタレン		1%未満	4-311	4-311	91-20-3
メタノール	—	0.3%未満	2-201	2-201	67-56-1
n-ヘキサン	—	1%未満	2-6	2-6	110-54-3

## 法規制対象成分:

成分	案製法	PRTR 法
石油ナフサ	表示対象物/通知対象物 第 168 号	指定化学物質に該当しない
酸化チタン(IV)	表示対象物/通知対象物 第 191 号	指定化学物質に該当しない
水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄)	表示対象物/通知対象物 第 192 号	指定化学物質に該当しない
酸化鉄	表示対象物/通知対象物 第 192 号	指定化学物質に該当しない
低沸点芳香族ナフサ	表示対象物/通知対象物 第 330 号	指定化学物質に該当しない
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 404 号	第一種指定化学物質 第 296 号
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む)	表示対象物/通知対象物 第 551 号	指定化学物質に該当しない
塩素化フタロシアニングリーン	表示対象物/通知対象物 第 379 号	指定化学物質に該当しない
フタロシアニンブルー	表示対象物/通知対象物 第 379 号	指定化学物質に該当しない
カーボンブラック	表示対象物/通知対象物 第 130 号	指定化学物質に該当しない
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 404 号	第一種指定化学物質 第 297 号
n-ノナン	表示対象物/通知対象物 第 432 号	指定化学物質に該当しない
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 404 号	指定化学物質に該当しない
キシレン	表示対象物/通知対象物 第 136 号	第一種指定化学物質 第 80 号
アモルファスシリカ	表示・通知対象物に該当しない	指定化学物質に該当しない
エチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 70 号	指定化学物質に該当しない
クメン	通知対象物 第 138 号	指定化学物質に該当しない
エタノール	表示対象物/通知対象物 第 61 号	指定化学物質に該当しない
臭素化フタロシアニングリーン	通知対象物 第 379 号	指定化学物質に該当しない
アクリル酸エチル	通知対象物 第 3 号	指定化学物質に該当しない
メタクリル酸メチル	通知対象物 第 557 号	指定化学物質に該当しない
スチレン	通知対象物 第 323 号	指定化学物質に該当しない
ナフタレン	通知対象物 第 408 号	指定化学物質に該当しない
メタノール	通知対象物 第 560 号	指定化学物質に該当しない
n-ヘキサン	通知対象物 第 520 号	指定化学物質に該当しない

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 特になし

---

#### 4. 応急措置

---

- 吸引した場合:**
- 呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保したうえで人工呼吸を行う。
  - 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
  - 体を毛布等でおおい、保温して安静を保つ。
  - 直ちに医師の手当を受ける。
  - 被災者を直ちに新鮮な空気の場所に移動させる。
- 皮膚に付着した場合:**
- 汚染された衣類、靴など速やかに脱ぎ捨てる。
  - 汚染された衣類を取り除くこと。
  - 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
  - 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当を受ける。
  - 製品に触れた部分を直ちに水または微温湯を流しながら洗浄する。
  - 石鹼を使ってよく落とす。
  - 大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。
  - 必要であれば衣類、靴などを切断する。
  - 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 眼に入った場合:**
- 清浄な水で最低 15 分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当を受ける。
  - 洗顔の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
  - 直ちに、医師に連絡すること。
  - 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。
  - コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
  - まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- 飲み込んだ場合:**
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
  - 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
  - 直ちに医師の処置を受ける。
  - 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
  - 必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。
  - 無理に吐かせてはならない。
  - 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候及び症状:**
- 特になし
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項:**
- 汚染された衣類や保護具を取り除く。

救助者が有害物質に触れたり、吸入したりしないよう適切な保護具を使用するなど注意する。

適切な保護具(保護マスク、防塵マスク、手袋等)を着用する。換気を行う。

**医師に対する特別な注意事項:**

特になし

---

## 5. 火災時の措置

---

適切な消火剤:	炭酸ガス、泡、粉末 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤:	水(棒状水、高压水) 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
火災時の特有の危険有害性:	特になし
特有の消火方法:	移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。 指定の消火剤を使用すること。 周囲の設備等に散水して冷却する。 消火のための放水等により、環境に製品が流出しないよう適切な措置を行う。 消火作業は可能な限り風上から行う。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置:	消火活動は風上より行う。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク、給気式呼吸用保護具)を着用すること。 適切な保護具(耐熱性着衣など)を使用すること。

---

## 6. 漏出時の措置

---

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:**

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。

漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣、ろ過式呼吸用保護具、給気式呼吸用保護具等を着用する。

**環境に対する注意事項:**

河川への排出により、環境への影響を起こさないよう注意する。

流出した製品が河川や下水等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。

#### 封じ込め及び浄化の方法及び機材:

乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸引させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。

衝撃、静電気にて火災が発生しないような材質を用いて回収する。

大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理すること。

漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

#### 二次災害の防止策:

火花を発生しない安全な用具を使用する。

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

---

#### 取扱い

**技術的対策:** 過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

換気のよい場所で取り扱う。

取扱いは、換気のよい場所で行う。

取扱後は手・顔類は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

皮膚、粘膜または着衣に触れたり、目に入らないよう保護具を着用する。

皮膚、粘膜または着衣に触れたり、目に入らないようにする。

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。

容器はその都度密栓する。

漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

**局所排気・全体換気:** 特になし

**安全取扱注意事項:** 炎、火花、高温体との接触を避ける。

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

取扱う場合は、局所排気内で取扱う。

**衛生対策:** 作業後、手をよく洗い、うがいをしてから喫煙、飲食等をする。

**保管:**

**技術的対策:** 通風のよいところに保管する。

日光の直射を避ける。

**安全な保管条件:** 火気、熱源から遠ざけて保管する。

火気厳禁。

直射日光を避け、換気のよい場所で、容器を密封し保管する。

保証期限を過ぎた製品は速やかに廃棄する。

**安全な容器包装材料:** 適切な容器包装材料

## 8. ばく露防止及び保護措置

**設備対策:** 密閉された装置、機器または局所排気装置を使用する。

腐食性物質に、作業者が直接触れたり、曝露しないような配慮をすること。

密閉された装置、機器または局所排気装置を使用する。

### 許容濃度:

酸化チタン(IV)	4mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
酸化チタン(IV)	10mg/m3	TWA	ACGIH
水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄)	4mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
酸化鉄	4mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
酸化鉄	5mg/m3 (Fe)	TWA	ACGIH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	日本産業衛生学会
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	100ppm	TWA	ACGIH
塩素化フタロシアニングリーン	8mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
フタロシアニンブルー	8mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
カーボンブラック	3mg/m3	TWA	ACGIH
カーボンブラック	4mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	ACGIH
n-ノナン	200ppm	TWA	ACGIH
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	ACGIH
キシレン	50ppm	TWA	日本産業衛生学会
キシレン	100ppm	TWA	ACGIH
キシレン	150ppm	STEL	ACGIH
アモルファスシリカ	8mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
エチルベンゼン	20ppm	TWA	ACGIH
クメン	10ppm	TWA	日本産業衛生学会
クメン	50ppm	TWA	ACGIH
エタノール	1,000ppm	STEL	ACGIH
臭素化フタロシアニングリーン	4mg/m3 (Total Dust)	TWA	日本産業衛生学会
メタクリル酸エチル	5ppm	TWA	ACGIH

メタクリル酸エチル	15ppm	STEL	ACGIH
メタクリル酸メチル	2ppm	TWA	日本産業衛生学会
メタクリル酸メチル	50ppm	TWA	ACGIH
メタクリル酸メチル	100ppm	STEL	ACGIH
スチレン	20ppm	TWA	ACGIH
スチレン	40ppm	STEL	ACGIH
ナフタレン	10ppm	TWA	ACGIH
ナフタレン	52mg/m3	TWA	ACGIH
メタノール	200ppm	TWA	ACGIH
メタノール	250ppm	STEL	ACGIH
n-ヘキサン	40ppm	TWA	日本産業衛生学会
n-ヘキサン	50ppm	TWA	ACGIH

**保護具:****呼吸用保護具:**

作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。

必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、送気マスク等を使用する。

**手の保護具:**

保護手袋を着用する。

有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

**眼/顔面の保護具:**

取扱いには保護メガネを着用すること。

保護眼鏡または防災面を着用する。

**皮膚及び身体の保護具:**

取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を着けること。

化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

保護衣および必要に応じて保護長靴、保護前掛けを着用する。

---

**9. 物理的及び科学的性質**

---

**物理的状態:**

液体

**色:**

指定色

**臭い:**

灯油臭

**融点:**

データなし

**沸点:**

130 °C

**初留点:**

データなし

**沸騰範囲:**

データなし

**可燃性:**

データなし

**爆発範囲(下限):**

0.5Vol%

**爆発範囲 (上限):**

8Vol%

**引火点:**

41.9°C

**自然発火点:**

230°C

分解温度:	データなし
pH:	該当しない
動粘性率:	該当しない
溶解度:	データなし
オクタノール/水分配係数:	データなし
蒸気圧:	データなし
比重:	1.1 g/cm3
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	該当しない
その他のデータ:	特になし

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	
反応性:	特になし
化学的安定性:	保管の項目記載の保管条件で安定
危険有害反応可能性:	強酸、強アルカリと反応する恐れがある。 有機物であるため、酸化性物質と接触すると、発火、爆発の危険性がある。
避けるべき条件:	直射日光、炎、火花、高温体との接触を避ける。
混触危険物質:	特になし
危険有害な分解生成物:	特になし

## 11. 有害性情報

### 急性毒性:

酸化チタン(IV)	>2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
酸化チタン(IV)	>5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
酸化チタン(IV)	>10,000mg/kg	経口ラット(LD50)	HSDB
酸化チタン(IV)	>12,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
酸化チタン(IV)	>20,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
酸化チタン(IV)	>10,000mg/kg	経皮モルモット(LD50)	HSDB
酸化チタン(IV)	>5.09mg/l	吸入ラット(LC50)	SIDS
水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄)	>5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	提供会社 SDS
酸化鉄	>10,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
酸化鉄	>15,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 総合検索
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6,000mg/kg	経口一雄ラット(LD50)	REACH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3,550mg/kg	経口一雄ラット(LD50)	REACH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3,280mg/kg	経口一雄ラット(LD50)	REACH

## SDS 製品名 コスモファイン マイルドループS 主剤

12 / 22  
改訂日 2022.06.29

1, 2, 4-トリメチルベンゼン	18mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	REACH
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	>5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	>5.5mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	EHC
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	>11mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	ACGIH
塩素化フタロシアニングリーン	>2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
フタロシアニンブルー	>10,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
カーボンブラック	>8,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
カーボンブラック	>10,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
カーボンブラック	>3,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	RTECS
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	4,300-8,642mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	24mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	環境省リスク評価
n-ノナン	3,200ppm/4H	吸入ラット(LC50)	SIDS
n-ノナン	46.8mg/1-4kr	吸入ラット(LC50)	SIDS
キシレン	3,500-8,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
キシレン	1,700mg/kg	経皮ラピット(LD50)	ACGIH
キシレン	4,300mg/kg	経皮ラピット(LD50)	ACGIH
キシレン	6,350-6,700ppm/4H	吸入ラット(LC50)	NITE 初期リスク評価書
エチルベンゼン	3,500-4,700mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
エチルベンゼン	15,400mg/kg	経皮ラピット(LD50)	ACGIH
エチルベンゼン	17,800mg/kg	経皮ラピット(LD50)	AICIS
エチルベンゼン	77,400mg/kg	経皮ラピット(LD50)	EHC
エチルベンゼン	4,000ppm/4H	吸入ラット(LC50)	PATTY
エチルベンゼン	9,452ppm/4H	吸入ラット(LC50)	AICIS
クメン	2,700mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
クメン	2,900mg/kg	経口ラット(LD50)	DFGMAK
クメン	2,910mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	3,980mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	4,000mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	>3,160mg/kg	経皮ラピット(LD50)	DFGMAK
クメン	10,600mg/kg	経皮ラピット(LD50)	DFGMAK

クメン	2,645ppm/4H	吸入ラット(LC50)	DFGMAK
クメン	3,535ppm/4H	吸入ラット(LC50)	産衛学会勧告
クメン	39.3mg/1~4hr	経口ラット(LD50)	DFGMAK
エタノール	6,200mg/kg	経口ラット(LD50)	PATTY
エタノール	7,000~11,000mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
エタノール	11,500mg/kg	経口ラット(LD50)	PATTY
エタノール	13,700mg/kg	経口ラット(LD50)	PATTY
エタノール	15,010mg/kg	経口ラット(LD50)	SIDS
エタノール	17,800mg/kg	経口ラット(LD50)	PATTY
エタノール	20,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	SIDS
エタノール	63,000ppm	吸引ラット(LC50)	DFGOT
エタノール	66,280ppm	吸引ラット(LC50)	SIDS
臭素化フタロシアニングリーン	>5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	提供会社 SDS
アクリル酸エチル	461~731mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 総合検索
アクリル酸エチル	500~5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
アクリル酸エチル	500~2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	厚労省報告
アクリル酸エチル	554mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 総合検索
アクリル酸エチル	760~1,120mg/kg	経口ラット(LD50)	AICIS
アクリル酸エチル	767mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	800mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	>900mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	1,020mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
アクリル酸エチル	1,120mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	126~2,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	厚労省報告
アクリル酸エチル	1,790mg/kg	経皮ラピット(LD50)	ACGIH
アクリル酸エチル	1,790~2,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
アクリル酸エチル	1,800mg/kg	経皮ラピット(LD50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	1,000~2,000ppm/4H	吸引ラット(LC50)	ACGIH
アクリル酸エチル	1,000~2,180ppm/4H	吸引ラット(LC50)	厚労省報告
アクリル酸エチル	1,002~2,000ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	1,414ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	1,500~2,180ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	>1,500ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	2,180ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	<2,233ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索

アクリル酸エチル	6,305ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
アクリル酸エチル	<40,322ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
メタクリル酸メチル	7,800mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
メタクリル酸メチル	7,900mg/kg	経口ラット(LD50)	ECETOC
メタクリル酸メチル	8,500mg/kg	経口ラット(LD50)	ECETOC
メタクリル酸メチル	9,400mg/kg	経口ラット(LD50)	ECETOC
メタクリル酸メチル	>5,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	EU-RAR
メタクリル酸メチル	7,093ppm	吸引ラット(LC50)	ACGIH
スチレン	2,650mg/kg	経口ラット(LD50)	GESTIS
スチレン	2,650–5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NTP
スチレン	5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
スチレン	5,500mg/kg	経口ラット(LD50)	NETE 総合検索
スチレン	>2,700ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
スチレン	2,761ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
スチレン	2,770ppm/4H	吸引ラット(LC50)	ACGIH
スチレン	2,800ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NITE 初期リスク評価書
スチレン	2,817ppm/4H	吸引ラット(LC50)	GESTIS
スチレン	6,000ppm/4H	吸引ラット(LC50)	PATTY
スチレン	6,310ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
スチレン	6,410ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
スチレン	6,480ppm/4H	吸引ラット(LC50)	NETE 総合検索
ナフタレン	490mg/kg	経口ラット(LD50)	PATTY
ナフタレン	1,110mg/kg	経口ラット(LD50)	DFGOT
ナフタレン	1,780mg/kg	経口ラット(LD50)	DFGOT
ナフタレン	1,800mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
ナフタレン	>2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
ナフタレン	2,300mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
ナフタレン	2,600mg/kg	経口ラット(LD50)	ATSDR
ナフタレン	9,430mg/kg	経口ラット(LD50)	DFGOT
ナフタレン	>2,000mg/kg	経皮ラピット(LD50)	EU-RAR
ナフタレン	>2,500mg/kg	経皮ラッタ(LD50)	NTP
ナフタレン	>0.7mg/1–4hr	吸引ラット(LC50)	NTP
メタノール	1,400mg/kg		DFGOT
メタノール	6,200mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
メタノール	9,100mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
メタノール	15,800mg/kg	経皮ラピット(LD50)	DFGOT

メタノール	>31,500ppm/4H	吸引ラット(LC50)	DFGOT
n-ヘキサン	15,800mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
n-ヘキサン	28,700mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
n-ヘキサン	32,400mg/kg	経口ラット(LD50)	EHC
n-ヘキサン	48,000ppm/4H	吸引ラット(LC50)	環境省リスク評価
n-ヘキサン	74,000ppm/4H	吸引ラット(LC50)	EHC

皮膚腐食性／刺激性:	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:	データなし
呼吸器又は皮膚感作性:	データなし
生殖細胞変異原性:	データなし
発がん性:	データなし
生殖毒性:	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	データなし
誤えん有害性:	データなし

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

#### 魚類:

酸化チタン(IV)	>100mg/l-96hr	ヒメダカ	SIDS
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	7.72mg/l-96hr	ファットヘッドミノー	REACH
塩素化フタロシアニングリーン	355.6mg/l-96hr	ニジマス	SIDS
カーボンブラック	>1,000mg/l-96hr	ゼブラフィッシュ	SIDS
キシレン	3.3mg/l-96hr	ニジマス	NITE 初期リスク評価書
エタノール	11,200mg/l-96hr	ニジマス	SIDS
アクリル酸エチル	1.16mg/l-96hr	ヒメダカ (LC50)	NITE 初期リスク評価書
ナフタレン	0.77mg/l-96hr	ニジマス	EHC
メタノール	15,400mg/l-96hr	ブルーギル	SIDS

#### 甲殻類:

酸化チタン(IV)	>100mg/l-48hr	オオミジンコ	SIDS
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	0.42-2.3mg/l-48hr	オオミジンコ	EHC
塩素化フタロシアニングリーン	153.6mg/l-48hr	オオミジンコ	SIDS

カーボンブラック	>5,600mg/1-24hr	オオミジンコ	SIDS
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	6,000 μ g/L(48H)	オオミジンコ	環境省リスク評価
n-ノナン	0.2mg/1-48hr	オオミジンコ	SIDS
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	2.7mg/1-48hr	オオミジンコ	環境省リスク評価
エチルベンゼン	0.42mg/1-96hr	プラウンシュリンプ	NITE 初期リスク評価書
クメン	1.2mg/1-96hr	ミシードシュリンプ	CICAD
エタノール	5,463mg/1-48hr	オオミジンコ	ECETOC
メタクリル酸メチル	48mg/1-48hr	オオミジンコ	EU-RAR
メタノール	1,340mg/1-96hr	プラウンシュリンプ	EHC
n-ヘキサン	3.88mg/1-48hr	オオミジンコ	EHC

**藻類:**

酸化チタン(IV)	>100mg/1-72hr	緑藻	SIDS
カーボンブラック	>10,000mg/1-72hr	緑藻	SIDS
エタノール	1,000mg/1-96hr	クロレラ	SIDS
スチレン	0.72/1-96hr	緑藻	環境省リスク評価

**残留性と分解性:** データなし**生態蓄積性:** データなし**土壤中の移動性:** データなし**オゾン層への有害性:** データなし**他の有害影響:** 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意すること。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

---

### 13. 廃棄上の注意

---

少量廃棄の場合、焼却炉を用いて焼却する。

大量廃棄の場合、産業廃棄物処理業者に引取りを依頼する。

特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。

廃塗料などを焼却する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

---

14. 輸送上の注意**国際輸送規制**

国連分類: 3:引火性液体

国連番号: 1263

品名(国連輸送品名):

容器等級: III

海洋汚染物質:

**国内輸送規制**

海上輸送: 船舶安全法の定めるところに従うこと。

空輸輸送: 航空法の定めるところに従うこと。

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法、毒物劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

適用法令を参照。

容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

**特別の安全対策:** 特になし**輸送の特定の安全対策及び条件:** 火気厳禁。

該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。

転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

輸送前に容器の破損、腐食漏れ等がないことを確認する。

**応急措置指針番号:** 128:塗料(引火性)

---

15. 適用法令**製品**

有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤

特定化学物質障害予防規則 第2類物質

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物

消防法第2条危険物 別表第4類 引火性液体(第2石油類・非水溶性液体)

**石油ナフサ**

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号 第3種有機溶剤

**酸化チタン(IV)**

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

#### 水和酸化第二鉄(黄色酸化鉄)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

#### 酸化鉄

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

#### 低沸点芳香族ナフサ

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号 第3種有機溶剤

#### 1, 2, 4-トリメチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

#### ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号 第3種有機溶剤

#### 塩素化フタロシアニングリーン

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

#### フタロシアニンブルー

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

#### カーボンブラック

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

#### 1, 3, 5-トリメチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

#### n-ノナン

PRTR法施行令第2条別表第2 第2種指定化学物質(2023年4月1日から)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

海洋汚染防止法 海洋汚染物質(P)

#### 1, 2, 3-トリメチルベンゼン

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質(2023年4月1日から)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

#### キシレン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号 第2種有機溶剤

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物

毒物法指定令第2条 劇物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

悪臭防止施行令第1条 特定悪臭物質

#### エチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法第28条第3項 健康障害防止指針公表化学物質

特定化学物質障害予防規則 第2類物質

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

#### クメン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物

#### エタノール

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Z類)

#### 臭素化フタロシアニングリーン

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

#### アクリル酸エチル

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

#### メタクリル酸メチル

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

#### スチレン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

特定化学物質障害予防規則 第2類物質

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質

悪臭防止施行令第1条 特定悪臭物質

#### ナフタレン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法第57条の5 労働基準局長通達 変異原性が認められた既存化学物質

特定化学物質障害予防規則 第2類物質

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

海洋汚染防止法 海洋汚染物質(P)

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

#### メタノール

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号 第2種有機溶剤

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物  
毒劇法指定令第2条 劇物  
海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)  
大気汚染防止法施行令第10条 特定物質

#### n-ヘキサン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質  
PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質  
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物  
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物  
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物  
労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号 第2種有機溶剤  
労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物  
海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)  
海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物  
海洋汚染防止法 海洋汚染物質(P)  
大気汚染防止法 有害大気汚染物質

---

## 16. その他の情報

---

引用文献 原材料SDS 他

**注意:** この安全性データシートは日本工業規格(JIS: Z 7253)に基づいて作成しており、日本の法律にのみ則った情報を提供しております。他の管轄地域又は国の実体法または輸出法に関しては、いかなる種類の表明又は保証も行いません。ここに提供している情報が他の管轄地域の実質的な輸出又はその他の法令に準拠していることを輸出前に確認して下さい。ご不明な点がございましたら当社にお問い合わせ下さい。